

(案)

契約書

件 名 令和8年度認定日本語教育機関に係る経済的基礎確認等支援事業
請負代金額 詳細は別表のとおり

発注者 支出負担行為担当官 文部科学省総合教育政策局長 淵上 孝(以下「甲」という。)
と請負者 (【別記1】 【別記2】) (以下「乙」という。)との間において、上記件名について上記請負代金で次の条項によって、請負契約を締結するものとする。

第1条 乙は、別紙仕様書に基づいて業務を行うものとする。

第2条 請負期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。

第3条 請負場所は、甲の指定する場所とする。

第4条 業務完了通知書は、請負業務終了後に文部科学省総合教育政策局日本語教育課に送付するものとする。

第5条 甲は、業務完了通知書を受理したときは、それを受理した日から30日以内に業務の完了を確認するものとする。

2 甲は、前項の業務完了通知書の内容につき、誤びゅう又は事実と異なるものを発見したときは、これを乙に返付して必要な是正を求めるものとする。この場合においては、前項の確認は乙から是正された業務完了通知書を受理した日から30日以内に行うものとする。

第7条 乙は、請負完了後、請負代金についての請求書を甲に提出するものとし、甲は、当該請求書を受理した日から30日以内に乙の請求に基づき、別紙(銀行口座情報)に記載の口座にその代金を支払うものとする。

第8条 請負代金は、請負完了後1回に支払うものとする。

第9条 契約保証金は免除する。

第10条 この業務で得られた成果物の著作権は、著作権法第33条の3第4項の規定により取り扱うものとする。

第11条 乙は、この業務に関して知り得た業務上の秘密をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、この業務に関する資料を転写し、又は第三者に閲覧若しくは貸出してはならない。

第12条 乙は、本件業務の履行にあたって、全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、本件業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ(以下「下請負等」という。)ようとする場合は、下請負等の相手方の住所、氏名、下請負等する業務の範囲、下請負等の必要性及び金額等を記載した下請負等に関する承認申請書を甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、契約締結時にあらかじめ下請負等に関する承認申請書を提出した場合は、本契約の締結をもって甲の承認があったものとする。

3 乙は、下請負等の相手方の変更等を行おうとする場合は、改めて第2項の規定により下請負等に係る承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、下請

負等の適正な履行確保に支障とならない軽微な変更を行おうとする場合は、変更の内容を記載した書面の届出をもって代えるものとする。

第13条 乙は前条の承認を得た場合において、下請負等の相手方からさらに第三者に一部業務の下請負等が行われるなど複数の段階で下請負等（以下「再下請負等」という。）が行われるときは、あらかじめ再下請負等の相手方の住所、氏名、再下請負等を行う業務の範囲、金額等を記載した履行体制図を甲に提出しなければならない。ただし、契約締結時にあらかじめ履行体制図を提出した場合は、本契約の締結をもって甲の承認があったものとする。

2 乙は、前項の規定により提出した履行体制図に変更が生じた場合は、速やかに変更の内容等を記載した履行体制図変更届に変更後の履行体制図を添付して甲に提出しなければならない。

3 前項の場合において、乙は、甲が本契約の適正な履行の確保のため変更理由等の説明を求めた場合には、これに応じなければならない。

第14条 前2条の場合において、乙は、甲が本契約の適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

2 乙は、下請負等又は再下請負等の相手方（以下「全下請負等の相手方」という。）の本件業務に伴う行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

3 乙は、自ら又は全下請負等の相手方に対し、第11条に規定する措置及び義務を遵守させるため、必要な措置をとらなければならない。

第15条 甲は、乙が契約書に記載された条件に違反した場合、本契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、甲は乙に対し損害賠償を請求できるものとし、その額は甲乙において協議して定めるものとする。

第16条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。

(2) 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。

(案)

(2) 前項第1号に規定する確定した納付命令若しくは排除措置命令又は同項第3号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 前項第2号に規定する通知に係る事件において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 乙は、契約の履行を理由として第1項及び第2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

5 乙はこの契約に関して、第1項又は第2項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

第17条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

第18条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

第19条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

第20条 乙は、契約後に下請負等の相手方等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負等の相手方等との契約を解除し、又は下請負等の相手方等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負等の相手方等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負等の相手方等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反

(案)

して当該下請負等の相手方等との契約を解除せず、若しくは下請負等の相手方等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

第21条 甲は、第17条、第18条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第17条、第18条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合には、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。

4 第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超過分の損害につき、乙に対し賠償を請求することを妨げない。

第22条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

第23条 乙は、その代表者氏名又は住所を変更したときは、その旨を文書により甲に遅滞なく通知するものとする。

第24条 この契約についての必要な細目は、文部科学省が定めた製造請負契約基準を適用するものとする。

第25条 本件業務を実施するに当たって必要となる文書の提出については、書面による提出や報告を求める必要がないと判断される場合、電磁的方法でも可能とする。

第26条 この契約について、甲乙間に紛争を生じた時は、双方協議のうえこれを解決するものとする。

第27条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙間において、協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、甲乙は次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は、2通作成し双方で各1通を所持するものとする。

令和8年 月 日

甲 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号
支出負担行為担当官
文部科学省総合教育政策局長 淵 上 孝

乙 住 所 （【別記3】）
氏 名 （【別記1】）
（【別記2】）

(案)

年 月 日

支出負担行為担当官
文部科学省総合教育政策局長 殿

名 称
代表者氏名

下 請 負 等 に 係 る 承 認 申 請 書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 下請負等の相手方の商号又は名称及び住所
2. 下請負等の相手方の業務の範囲
3. 下請負等を行う合理的理由
4. 下請負等の相手方が、下請負等される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

(案)

年 月 日

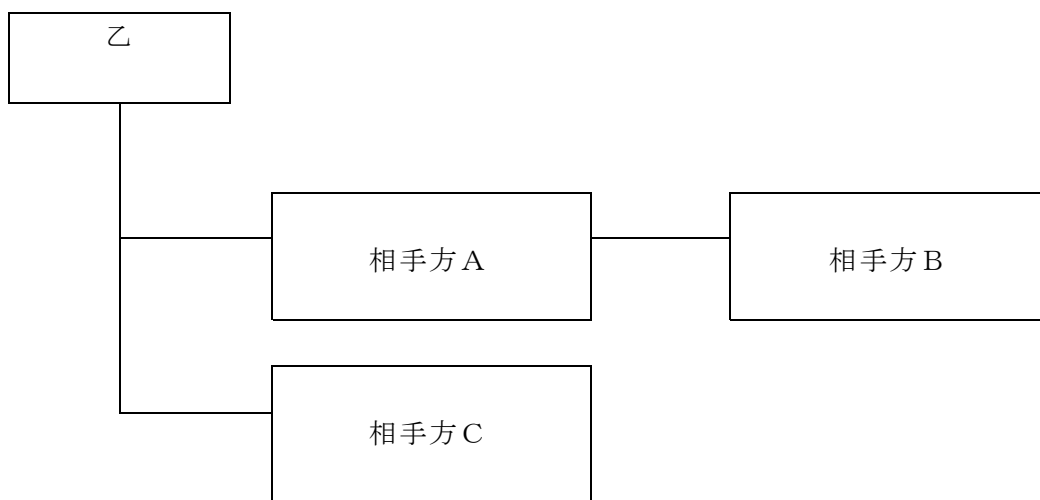
履 行 体 制 図

【履行体制図に記載すべき事項（乙が再下請負等する相手方について記載すること。）】

- ・ 再下請負等する相手方の名称及び住所
- ・ 契約金額
- ・ 再下請負等する相手方の行う業務の範囲
- ・ 業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

再下請負等する 相手方の名称	住所	契約金額	業務の範囲
A			
B			
C			



(案)

年 月 日

支出負担行為担当官

文部科学省初等中等教育局長 殿

名 称
代表者氏名

履行体制図変更届出書

契約書第13条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

別添「履行体制図」のとおり

別紙(銀行口座情報)

住所

〒

名称

代表者役職名、氏名

※1 上記は国庫金振込通知書の発送先となります。

振込先口座(注意:国庫金を取り扱っていない銀行には振込できません)

カナ口座名義

※通帳に表記されているカナ口座名義を記入

ゆうちょ銀行以外の金融機関

金融機関名			支店名		
金融機関コード ※"0"を省略せずに 必ず4桁で記入			店舗コード ※"0"を省略せずに 必ず3桁で記入		
預金種別 ※普通預金、当座預金、別段預 金のいずれかを記入			口座番号 ※必ず7桁で記入。7桁未満の 場合は、頭に"0"を付けて 7桁にすること。		

ゆうちょ銀行(通帳に表記されている**記号5桁**及び**番号8桁**を記入)

例) 記号 12340-1 → 234 の部分を記入(1桁目の1と5桁目の0は固定なので記入不要、-1は記入不要)

番号 12345671 → 1234567 まで記入(8桁目の1は固定なので記入不要)

ゆうちょ銀行	記号	1	0	1	※番号が8桁未満の場合は、頭に"0"を付けて8桁にすること。
	番号				

上記、銀行口座についての問い合わせ先

担当者役職名、氏名

電話番号

メールアドレス

※2注意 契約書の一部となり、容易に変更ができないので、記入漏れ・記入誤りがないかご確認のうえ、ご提出ください。